

議 事 録

会 議 名	令和3年 第8回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和3年8月25日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	<p>農業委員            会長：8番 磯川 浩            委員：2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝            4番 中村 基寛 5番 藤井 薫</p> <p style="text-align: right;">合計5名</p>		
欠席委員	1番 市川 幹雄 6番 金子隆夫 7番 相田孝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 副主幹：渡辺和宏 主査：広田智之 主任主事：吉岡聡巳		
傍聴人	無		
議 事	<p>日程 第1 非農地証明願について            日程 第2 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について            日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について            日程 第4 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について            日程 第5 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について</p>		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和3年第8回定例総会を開会いたします。            農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日は、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態宣言が発出されていますので、総会成立に必要な最小人数で審議を進めていきたいと思っております。            本日の議事録署名人に、3番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。            初めに、日程第1非農地証明願について、議案番号26号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>会 長：事務局より議案の朗読と説明をお願いします。            事務局：(議案番号26号を朗読)            (説明) 当案件は、位置図にありますとおり岡田、大蔵地域内にある普通調整農地5筆です。申請地は、申請者の父が農地法を理解しないまま平成8年頃から住宅敷地及び駐車場として使用しておりました。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件である住宅の用等に連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため第2種農地となります。農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとなりました。</p> <p>会 長：続いて地区担当の5番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：本件につきましては事前相談があり、事務局と3月25日に現地調査を行いました。当該地は申請人の父が生前に農地法の許可を経ずして、宅地や駐車場として利用していたものです。            岡田3505番1と3506番2には、母屋の一部が抵触して建築されており、残りの部分は植栽により庭となっております。また、岡田3506番6、3507番1、大蔵924番3は駐車場としてコンクリート舗装され利用されております。舗装の状態は表層にコンクリート厚さ約15センチ</p>		

チメートル、路盤に栗石等が15センチメートル以上施工されており、簡単に撤去できる状態ではありません。

以上のことから、当該地の農地への復元は著しく困難であり、非農地として証明することはやむを得ないと思われま

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号26号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第2、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号27号から29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号27～29号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区の農用地のそれぞれ3筆で、現況については畑です。期間については5年間で借り手は、草刈り機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の2番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番：現地岡田69番1号は私の圃場の隣で、なかなか手入れがされておらず、私も若干迷惑を被っている状態の畑です。それに隣接する岡田67番もよく存じ上げておりますが、長年耕作されておらず、実績のある当受け人が利用するのであれば、問題ないと考えます。岡田51番3につきましても近隣はよく耕作されておりますが、ここだけ荒れてます。荒れている畑でありますので、当受け人が利用するのであれば問題ないと考えます。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番：本議案の受け人は、寒川町でどのくらいの面積を耕作されているのですか。

事務局：本議案を含めると、約5反ほどになります。事務局としても耕作放棄地が解消されますので、望ましい状態であると考えます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号から29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号27号から29号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

次に日程第3、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号58号の1件、日程第4、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号59号の1件、日程第5、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号60号から61号の2件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり2件、それぞれ届出がありました。

	<p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和3年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和3年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 福岡 喜輝 議事録署名人 中村 基寛

本議事録は、令和3年9月24日、承認・署名を得て確定しました。